

施設・設備整備事業（R4再募集）の概要（診療所関係）

①【医療施設等 施設整備費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
離島等患者宿泊施設施設整備事業	離島等宿泊施設として必要な宿泊施設の施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合は、光熱水費等の実費程度とすること ・設置場所が病院の敷地内（隣接地）であること ・居室が個室であること 	基準面積（室数×40㎡(8室を限度)）×303千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町，公的団体，厚生労働大臣の認める者
院内感染対策施設整備事業	院内感染に適切に対応するための病室の個室化，空調設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・院内感染対策講習会に参加する等の積極的取り組み ・個室整備に必要な設備(バス，トイレ等)を設置 	1室当たり 13,506千円 加算 空調設備（空気清浄度クラス 1万以上）整備 30,738千円	1/3 (国 1/3)	厚生労働大臣の認める者（公的団体を除く）

②【医療施設等 設備整備事業】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
へき地患者輸送車(艇)整備事業	へき地の患者を最寄医療機関まで輸送するための患者輸送車及び患者輸送艇の整備	<p>1 患者輸送車 整備しようとする場所を中心とする概ね半径 4km の区域内に医療機関がなく，区域内の人口が原則として 50 人以上であり，当該場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して 15 分以上を要する地域であること</p> <p>2 患者輸送艇 離島振興法第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」であって，1 に定める要件に該当する地域であること</p>	<p>患者輸送車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバス 1台当たり 2,829千円 ・ワゴン車 1台当たり 1,474千円 <p>患者輸送艇 1隻当たり 10,198千円</p>	市町， 公的団体 1/2 (国 1/2) へき地医療拠点病院等 10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町，公的団体，厚生労働大臣の認める者 へき地医療拠点病院及び県知事の要請を受けた診療所
へき地巡回診療車(船)整備事業	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	<p>巡回診療車 1台当たり 1,426千円</p> <p>巡回診療用雪上車 1台当たり 4,241千円</p> <p>巡回診療船 1隻当たり 9,081千円 (中型の場合，24,982千円)</p> <p>歯科巡回診療車 1台当たり 3,738千円</p>	市町， 公的団体 1/2 (国 1/2) へき地医療拠点病院等 10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町，公的団体，厚生労働大臣の認める者 へき地医療拠点病院及び県知事の要請を受けた診療所

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
遠隔医療設備整備事業	遠隔医療実施に必要なコンピューター機器等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関へ伝送し、専門医の助言を得る為の整備 ・往診、通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して遠隔地からの診療支援を行う為の整備 	遠隔画像診断装置 ・支援側医療機関 遠隔病理診断 4,598千円 遠隔画像診断 16,390千円 ・依頼側医療機関 遠隔病理診断 14,198千円 遠隔画像診断 14,855千円 在宅患者用遠隔診療装置 8,250千円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
へき地・離島診療支援システム設備事業	へき地・離島における診療支援に必要な設備整備	支援側 へき地医療拠点病院、その他厚生労働大臣が認める者 依頼側 へき地診療所等	1か所当たり 支援側医療機関：7,857千円 依頼側医療機関：7,857千円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
離島等患者宿泊施設設備整備事業	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な設備整備	<ul style="list-style-type: none"> ・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合は光熱水費等の実費程度とすること ・設置場所が病院の敷地内（隣接地）であること ・居室が個室であること 	1室当たり 233千円 (8室を上限)	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者

※ 基準単価・基準面積は補助の上限であり、実際の整備単価・整備面積がこれらを下回る場合は、実際の単価・面積に基づいて算定を行います。

※ 補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当課にお問い合わせ下さい。

※ 当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。